

みはる野自治会役員推薦委員会細則

(目的)

第1条 この規則は、本会の規約第10条に基づき、役員推薦委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任務)

第2条 本会の役員及び会計監査の選任を円滑に行うため、役員推薦委員会を設置する。
2 推薦委員会は、役員候補者を選出し、班長会の承認を得て総会に提出することを任務とする。

(構成)

第3条 推薦委員会は、役員で構成する
2 推薦委員会の委員長は、役員の互選により選出する。

(招集及び決議)

第4条 委員長は、役員の選任を行う総会の開催に先立ち委員会を招集する。
2 推薦委員会の決議は、全役員の過半数の賛成を持って行う。
3 欠席の場合は委任状により出席とみなす。

(役員候補者の選出)

第5条 委員長は役員の選任の為、別に定める書式で会員から役員候補者を募る。
自薦他薦は問わない。会長は役員の互選により選出する。

(会計幹事候補者の選出)

第6条 推薦委員会は、監事候補者を会計経験者から募る。

(情報提供)

第7条 前2条の審議にあたり、会員は議長の要請に応じて役員及び開会監事に関する情報を提供しなければならない。

(任期)

第8条 推薦委員会の委員の任期は、就任後始めて開催される総会の終結の時までとする。
2 推薦委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

附則

令和2年12月12日 一制定

全戸配布

みはる野自治会役員推薦依頼

2022年1月9日

みはる野自治会役員推薦委員会



会長及び副会長の業務を理解していただき、自薦他薦を問いませんので2022年度の役員候補を推薦してください。下記①～⑦までの事柄を自治会携帯電話にショートメールでお送りください。

(自治会携帯電話番号 070-1256-3167)

推薦期限 令和4年2月15日まで

① 氏名 (ふりがな)	
② 氏名 (漢字)	
③ 住所	
④ 年齢	
⑤ 連絡携帯電話番号	
⑥ メールアドレス	
⑦ パソコン使用可否	可 否

会長・副会長の業務

- 1 会長
 - ・受領文書のBANDへの登録（役員への情報伝達）
（注記：BAND 役員及び班長間のネット情報交換ツール）
 - ・行政への窓口業務（スマ報で連絡及び市役所窓口業務）
 - ・駐車場の予約受付
 - ・荻野自治会連絡協議会への参画（意見交換）
 - ・自治会電話で会員からの依頼事処理
 - ・自治会のまとめ役及び街づくりに必要な事柄の企画
- 2 副会長
 - ・会長の補佐及び会長の代行